

令和 3 年度体制整備等詳細確認調査の結果及び管理条件の付与について (令和 2 年度版チェックリスト分) (案)

令和 3 年 1 1 月 9 日
科学技術・学術政策局
研究環境課研究公正推進室

1. 調査の目的等

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。) 第 5 節 2 (履行状況調査の実施) 及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」(科学技術・学術政策局長決定) に定める体制整備等詳細確認調査は、研究機関におけるガイドラインを踏まえた規程・体制の整備状況等を把握するために実施するものである。

調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備等に不備が確認された研究機関に対して、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じることとしている。

2. 調査・指導の対象

対象は、令和 2 年度に文部科学省の配分又は措置により研究活動を行う全ての研究機関となります。

これらの研究機関から令和 2 年度に提出があった「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「チェックリスト」という。) において体制整備等に不備が確認された研究機関について指導を実施した。

3. 調査・指導の方法・流れ

ガイドラインに基づく体制整備等に不備が確認された研究機関に対しては、別添 1 の調査票により改善の状況確認を行った。(調査等の流れは参考 1 参照)

4. 調査指導の結果

チェックリストにおいて、体制整備等に不備が確認された研究機関に対しては、提出された調査票を文部科学省が点検し、体制整備の完了に向けて助言するとともに、体制整備等を完了させるよう指導した。

文部科学省は令和 2 年 9 月 30 日までに、令和 2 年度にチェックリストの提出があった全ての対象研究機関(2, 126 機関)において必要な対応が実施

されたことを確認し、ガイドラインに基づく体制整備が完了したことを確認した。

また、体制整備等詳細確認調査の対象となる研究機関は無かった。

5. 今後の取組等

今後、引き続き、令和3年度以降に提出されるチェックリスト等において、体制整備等に不備が見られた場合には、文部科学省から指導及び助言を行うとともに、必要に応じて体制整備等詳細確認調査を実施するなど、引き続き、ガイドラインに基づく体制整備等の徹底を図っていく。

(令和2年度チェックリストの指導状況)

- ・ 令和2年度チェックリストの提出 (2, 126機関)
- ・ 令和2年度チェックリストの結果を踏まえた指導を開始 (295機関)
- ・ 体制整備等詳細確認調査 → 0機関
- ・ チェックリストの取り下げ (19機関) ※ガイドライン対象外

【参考：前回調査】

- ・ 平成31年度チェックリストの提出 (2, 110機関)
- ・ 平成31年度チェックリストの結果を踏まえた指導 (225機関)
- ・ 体制整備等詳細確認調査 → 0機関
- ・ チェックリストの取り下げ (10機関) ※ガイドライン対象外

6. 特定不正行為に係る調査結果報告書に基づく指導

研究機関が行った特定不正行為に係る調査結果は、文部科学省に報告することとなっている。その報告書の内容を確認し、ガイドラインに基づく体制整備や取組の状況について改善を求める必要がある場合は、上記3. 及び4. に沿って、確認・指導を行うこととなる。

**研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
に基づく体制整備等に係る事前整理票(令和2年度版チェックリスト用)**

別添1

記入日		貴機関の不備 (a,b/a/b)	
機関の名称			
所在地	〒	-	住所
担当者連絡先1	課・係等名		氏名
	電話番号	FAX	E-mail
担当者連絡先2	課・係等名		氏名
	電話番号	FAX	E-mail
競争的資金等の 配分状況(名称)			

※競争的資金等の配分状況(名称)欄には、**令和2年度**に文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人から配分を受ける(予定含む)競争的資金を中心とした公募型の研究資金の名称を記載してください。

【記入に当たっての留意事項】

○事前整理票について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく体制整備等に係る事前整理票(令和2年度版)」については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト(令和2年度版)」に対する回答において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を踏まえた体制整備や取組の状況(以下「体制整備等」という。)に不備が確認された機関に対して、速やかに対応いただくとともに、体制整備等詳細確認調査の実施の必要性を検討するために提出いただいています。

本票の様式については、行の追加・削除等の修正をしないでください。

○調査項目について

調査項目は、ガイドラインの第2節及び第3節について、機関の取組状況等を把握するために主要な事項を抽出したもので、「1 規程等の整備に関すること」、「2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」の2つで構成されています。

○記入が必要な箇所について

指摘のあった不備の内容に応じて、以下のとおり対応ください。

(a)「規程等の整備」に不備がある機関

⇒「**調査項目-1** 規程等の整備に関すること」に記載ください。

(b)「研究倫理教育の受講徹底」に不備がある場合

⇒「**調査項目-2** 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」に記載ください。

○「調査項目-1 規程等の整備に関すること」について

3部構成となっており、設問100から設問322まであります。項目を確認し、機関の状況に該当する数字(「①」又は「②」)をチェックボックスに記入してください。

「①」を選択した場合は、「**根拠等記入欄**」に、当該設問に対応する規程等の名称及び条数を必ず記入してください。規程等でない場合は、例えば、そのことを定めた会議の名称や決議した年月日などを記入してください。また、窓口の不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の機関内及び機関外への周知(設問305)については、窓口のURL等を記入してください。

「②」を選択した場合は、「**根拠等記入欄**」に、ガイドラインを踏まえた取組がなされていない理由を記入してください。

なお、体制整備等に不備がある箇所だけでなく、**全ての項目の記入が必要です**のでご注意ください。

○「調査項目-2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」

・直前に所属していた機関で研究倫理教育を受講済み等の理由から、貴機関による実施と同等と判断した場合や、貴機関による研究倫理教育を受講したとみなしても構いません。

・また、採用時期が遅い等の理由から**令和2年度**に研究倫理教育を実施することとしている場合や受講対象者が病気等で受講が困難な場合など、実務上やむを得ない理由から実施していない場合、**令和元年度**の受講対象者から除外しても構いません。

・数年に1回、研究倫理教育を実施することとしている場合、**令和元年度**以前に受講した者については、規程の範囲内であれば、受講対象者から除外してください。

・「調査項目-2 研究倫理教育の受講の徹底に関すること」については、**令和元年度**に研究倫理教育の受講義務があった者のうち、未受講だった者(記入日時点で貴機関に引き続き在籍している者に限る)の受講が完了するとともに、十分な再発防止策が策定されたと文部科学省が判断した場合、体制整備が完了したとして、体制整備等詳細確認調査の対象から外します。